

通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業 太陽と緑の家今泉運営規程

社会福祉法人松涛会
通所介護事業所

(運営規程の趣旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人松涛会が開設する、通所介護及び第1号通所事業太陽と緑の家今泉（以下、「事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 当事業所は、利用者の有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、事業所の生活相談員、及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「従業者」という。）が要介護状態（第1号通所事業にあつては要支援状態）にある高齢者に対して、適正な通所介護及び第1号通所事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 事業の実施にあたっては、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持、並びに、利用者の家族の身体的精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。
- 第1号通所事業については、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
 - 事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保険、医療、福祉サービスとの連携を図りながら、サービスの提供に努めるものとする。

(事業の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名称	通所介護 太陽と緑の家今泉事業所
所在地	新潟県上越市大字今泉字西蓮池 1310-8
開設年月日	平成19年3月1日
電話	025-521-0334

(職員の職種、人数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、人数及び職務内容は次のとおりとし事業または、予防事業の業務にあたる。

- 管理者 1名（兼務）

管理者は、所属職員を指揮監督し、関係機関と連携を、設備や備品の衛生管理を図り、併せて、緊急時の対応を行うなど、適正に事業を実施できるよう、総括する。

2 生活相談員 1名 以上

- ① 生活相談員は、事業所に対する通所介護又は第1号通所事業の利用申し込みに係る調整、他の従業者に対する相談援助及び技術指導を行う。
- ② サービス提供方法については、利用者やその家族と相談の上で、通所介護計画または第1号通所事業計画の作成を行う。

3 看護職員 1名 以上

- ①利用者の健康チェックを行う
- ②利用者の看護、保健衛生及び衛生管理に関すること。

4 機能訓練指導員 1名 以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むために、必要な機能の減退を防止するための訓練、指導、助言を行う。

5 介護職員 7名 以上

- ①利用者の処遇計画における各種サービス提供に関すること。
- ②利用者の機能訓練の援助に関すること。
- ③利用者の介護、介助に関すること。

6 管理栄養士 1名

食事の献立、栄養計算、栄養マネジメント、栄養改善を行う。

7 調理員 4名 以上（兼務）

調理に関すること。

8 歯科衛生士 1名

口腔機能向上に関すること

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 日曜日を除く月曜日から土曜日及び国民の祝日とする。
- ② サービス提供時間(送迎時間を除く)午前9時30分から午後4時30分、営業時間は8時30分から午後5時30分、までとする。
ただし、電話により24時間連絡が可能な体制とする。
- ③ 延長時間については利用者の相談に応じる、また送迎については原則利用者または家族による。

（サービス利用定員）

第7条 サービス利用者の定員 1日当たり 45名とする。

（通所介護の内容）

第8条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。

- ①生活指導(利用者が生きがいのある、豊かな日常生活を送るための援助と相談等)
- ②機能訓練(日常動作訓練、体操、グループワーク、レクリエーション、行事活動、休養)

- ③介護サービス(移動や排泄の介助、見守り等)
- ④介護方法の指導(衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身、その他必要な介護)
- ⑤健康状態の確認(必要に応じ健康保持のための措置を行う)
- ⑥送迎サービス(送迎を必要とする利用者に対して援助を行う)
- ⑦入浴サービス(入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴を提供する)
- ⑧食事サービス(給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する)
- ⑨その他通所介護に係るサービスを行う。

(第1号通所事業の内容)

第9条 指定第1号通所事業の内容は次のとおりとする。

- 1 ① 利用者に置ける第1号通所事業に関する理解を支援し、介護予防目標の自己実現への意欲向上を支える。
- ② 利用者に第1号通所事業事業者が作成する、第1号通所事業サービス計画(運動機能の向上、栄養改善、口腔機能改善等)に基づき、自らの意思に基づいて介護プログラムに参加するよう支援する。
- ③ 利用者の日常生活における介護予防の取組みの継続、定着を支援する。
- ④ 利用者の目標達成度等の評価を行い、関係機関に報告する。
- 2 送迎に関すること。
送迎はワゴン車や車等による。

(通所介護及び第1号通所事業の利用料等)

第10条 指定通所介護サービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定第1号通所事業サービスを提供した場合の利用料の額は上越市が定める基準によるものとする。指定当該通所介護及び指定第1号通所事業が法定代理受領サービスである時は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護サービス及び指定第1号通所事業を提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生大臣が定める基準により算定した費用及び上越市が定める基準により算定した費用との間の差額が生じないようにする。
- 3 前項のほか、次に上げる費用を徴収する。
 - ①食費 昼食 620円(おやつ代を含む)
 - ②おむつ代 実費
 - ③ 指定通所介護サービス及び指定第1号通所事業サービスで提供される便宜のうち、日常生活において通常必要と認められるもの
- ア 利用者の希望によって提供する日常生活に必要な身の回り品の費用
実費
- イ 利用者の希望によって提供する日常生活に必要な教養娯楽に係る費用
実費

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 指定通所介護の通常の事業の実施地域は

妙高市	白山町・渋江町まで
上越市	直江津区・有田区・春日区・新道区・高田区・金谷区 津有区・三郷区・和田区・板倉区・高土区・清里区・三和区

2 指定第 1 号通所事業の通常の事業の実施地域は上越市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 12 条 利用者が指定通所介護及び第 1 号通所事業の提供を受けようとする時は、医師の診断や日常生活上の留意事項、当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。

- 2 利用者は、事業所の設備、備品、等の使用に当たっては、本人の用法に従い使用することし、これに反した使用により事業者の損害が生じた場合は、賠償するものとする。
- 3 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減ずることができるものとする。
- 4 その他この規定に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約及び、重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(緊急時に於ける対応方法)

第 13 条 通所介護サービスの提供を行っている時に、利用者に急変が生じた場合は速やかに主治医に連絡する等の必要な処置を講ずるとともに、管理者に連絡する。

(非常災害対策)

第 14 条 非常災害に関する具体的な計画を立て、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行うこととする。

(苦情処理)

第 15 条 当該通所介護サービス利用者及び、家族からの苦情を迅速に受けるための窓口を設置する。

- 2 提供するサービスに関して、市長村からの文書の提出、提示を求めてきた時は市長村職員からの質問、紹介に応じ、利用者から苦情に関する調査協力する。
- 3 市長村から指導また助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。

(事故発生の対応)

第 16 条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市長村、家族等に連絡を行う。

- 2 事故対策マニュアルを作成し、事故が発生した場合の対応方法を定め再発防止に努める、また事故に際しての処理を記録し 5 年間保管する。

(身体拘束)

第 17 条 事業所は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体的拘束の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するなど、適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

- 2 事業所は身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(虐待防止に関する事項)

第 18 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 以上の措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査に協力する。

(秘密保持)

第 19 条 事業所は業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険等が有る場合等、正当な理由があり同意書が有る場合に限り第三者に開示するものとする。

- 2 職員は業務上知りえた利用者また家族の秘密を保持しなければならない、また、職員でなくなった後においても、これらの秘密保持を厳守し雇用契約の条件とする。

(その他運営に関する重要事項)

第 20 条 事業所は、一定の範囲の職員を除き、すべての職員に対して認知症介護に係る基礎的な研修を受講させる。また職員の資質向上のため、本規程に定める研修のほか、以下に掲げる研修の機会を設ける。

- 1 採用時研修 採用後 2 か月以内に実施
- 2 継続研修 年 2 回以上実施
- 3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項については、社会福祉

法人松涛会と事業所の管理者が協議して定めるものとする。

- 附則 この規程は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。
- 附則 この規定は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。
- 附則 この規定は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。
- 附則 この規定は、平成 20 年 3 月 10 日から施行する。
- 附則 この規定は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。
- 附則 この規定は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。
- 附則 この規定は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
- 附則 この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この規定は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。
- 附則 この規定は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

通所介護・通所型サービス 太陽と緑の家今泉 重要事項説明書

(令和 6 年 6 月 1 日現在)

1 事業所の概要

事業所名	社会福祉法人松涛会 介護老人福祉施設太陽と緑の家今泉		
所在地	新潟県上越市大字今泉西蓮池 1310 - 8		
提供サービス	指定通所介護 通所型サービス(従前相当サービス、緩和した基準によるサービス)		
定員	45人	単位	1単位
県指定年月日	平成 19年 3月 1日 (番号1570302495)		
市指定年月日	平成 30年 4月 1日		
管理者及び連絡先	管理者 船山 直純	連絡先 電話 025-521-0334	

2 職員の配置状況

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種		従事するサービス種類、業務	人員
管理者		業務実施状況の把握	1名
サービス提供	生活相談員	生活相談対応	1名以上
	看護師	保健衛生の看護業務	1名以上
	介護職員	日常生活全般業務	7名以上
	機能訓練指導員	日常生活の機能改善	1名以上
	歯科衛生士	利用者の口腔ケア指導	1名
	栄養士(管理栄養士)	食事献立、栄養指導業務	1名

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	当施設は利用者の有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、生活相談員、及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員が要介護状態、または要支援状態にある高齢者に対して、適正な介護事業を提供することを目的とする。
運営の方針	利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持、並びに、利用者の家族の身体的精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行なう。通所型サービスでは、生活の質の向上に資するサービスの提供、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行ない、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行なう。また、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの連携を図りながらサービスの提供に努めるものとする。

4 提供するサービスの内容

通所介護（又は通所型サービス）は、事業者が設置する事業所に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

5 営業日時

営業日	月曜～土曜（祝・祭日含む）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	午前9時30分～午後4時30分

6 サービス提供地域（送迎地域）

（1）通所介護

上越市	直江津区・有田区・春日区・新道区・高田区・金谷区・津有区・三郷区・和田区 高土区・板倉区・清里区・三和区
妙高市	白山町・渋江町まで

（2）通所型サービスは上越市内。

7 利用者負担金

（1）あなたがサービスを利用した場合の利用者負担金は、別表のとおりです。

（注1） 基本利用料は、通所介護は厚生労働大臣が告示で、通所型サービスは上越市が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されま
す。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2） 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額を
ご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

（2）支払方法

利用者負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いいたします。

支払い方法	支払要件等
口座引き落とし	サービスを利用した翌月の20日（祝休日の場合は直後の平日）に、ご指定の口座から引き落とします。（県外の銀行の場合は27日になります。） ※引き落としに要する料金は利用者の負担となります。
銀行振り込み	サービスを利用した翌月の20日までに下記の口座にお振込みください。 第四銀行 高田営業部 （普）1719852 社会福祉法人 松涛会 ※振込みに要する料金は利用者の負担となります。
現金払い	サービスを利用した翌月の20日（休業日の場合は直前の平日）までに、現金でお支払いください。

8 サービス利用の中止

(1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。

- ・全体窓口（連絡先）（電話）：025-521-0334
- ・連絡時間：午前8:30～午後17:30

(2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。前日又は当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください（ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です）。

(3) キャンセル料は、利用者負担の支払いに合わせてお支払いいただきます。

時間	キャンセル料
サービス利用日の前々日まで	無料
サービス利用日の前日まで	利用者負担金の50%
サービス利用日の当日	利用者負担金の100%

9 事故発生時の対応

- ① 当施設は、施設サービスの提供による事故の発生又は再発を防止するため、次の措置を講じます。
 - ㊦ 事故発生防止のための指針を整備します。
 - ㊧ 事故又は事故に至る危険性がある事態が発生した場合に、発生の実態と改善策を職員に周知します。
 - ㊨ 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行います。
 - ㊩ 以上の措置を適切に実施するために、専任の担当者を次のとおり選定します。
安全対策担当者 介護課係長
- ② 当施設は、事故が発生した場合には、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録をします。
- ③ 当施設は、施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10 虐待防止

当施設は、利用者の人権を擁護し、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる措置を講じます。

- ① 虐待の防止対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知を図ります。
- ② 虐待防止のための指針の整備をします。
- ③ 利用者や家族からの苦情に対応するための体制を整備します。
- ④ 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- ⑤ 虐待防止に関する専任の担当者を次のとおり選定します。
虐待防止に関する担当者 介護課係長
- ⑥ 虐待が発生した場合には速やかに市町村の窓口に通報し、市町村が行う虐待等に対する調査に協力します。

1.1 身体拘束その他の行動制限

- ① 当施設は、利用者に対する身体的拘束その他の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行いません。
- ② ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、下記事項を記録に残した上で、適正な手続きにより身体的拘束等を行うことがあります。
 - ・ 身体的拘束等の態様及び時間
 - ・ その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由
- ③ 当施設は、身体的拘束等を適正に行うために、次に掲げる必要な措置を講じます。
 - ・ 身体的拘束等を適正に行うための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果について、職員に周知を図ります。
 - ・ 身体的拘束等を適正に行うための指針を整備します。
 - ・ 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等を適正に行うための定期的な研修を実施します。

1.2 緊急時等の対応方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名 連絡先
緊急連絡先	氏名 連絡先

1.3 協力病院等

名称	: 上越地域医療センター病院
所在地	: 新潟県上越市南高田 6-9
連絡先	: 025-523-2131 医事課

1.4 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行なうとともに必要な措置を講じます。

1.5 非常災害対策

- (1) 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画として、災害対応マニュアルを策定します。
- (2) 非常災害に備えて（スプリンクラー、消火器、屋内消火栓、自動火災報知器、直接通話装置、非常設備等）設置、災害、避難、救出、その他必要な訓練を行います。
- (3) 非常、災害に備え、6ヶ月に1回、消火、通報、避難、救出、その他必要な訓練を行います。

1.6 サービス利用にあたっての留意事項

別紙2にご案内しておりますので、ご覧ください。

1.7 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当施設お客様相談窓口	電話番号	025-521-0334	FAX	025-521-0335
	担当者	金子 和子	野俣 恵里	藤田 亨

公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

苦情受付機関	所在地・連絡先
上越市役所 高齢者支援課	上越市木田1丁目1-3 TEL 025-526-5111 FAX 025-526-6115
妙高市役所 福祉介護課 高齢福祉係	妙高市栄町5番1号 TEL 0255-72-5111
新潟県国民健康保険 団体連合会（国保連）	新潟市中央区新光町4番1号 新潟県自治会館本館3階 TEL 025-285-3022 FAX 025-285-3350

1.8 第三者評価の実施状況

第三者評価機関による評価は実施しておりません。

1.9 当法人の概要

法人の名称	社会福祉法人松涛会
代表者名	理事長 大熊 次夫
所在地・電話	新潟県上越市大字今泉字西蓮池 1310-8 電話 025-521-0334
業務の概要	1 介護老人福祉施設 太陽と緑の家 2 介護老人保健施設 そよかぜ倶楽部 3 介護老人福祉施設 太陽と緑の家今泉 4 認知症対応型生活共同施設 グループホーム四季 5 介護老人福祉施設 太陽と緑の家藤原
事業所数	5 施設